

**2012年日本政府年次報告**  
**「最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に  
 関する条約(第182号)」**  
**(2010年6月1日～2012年5月31日)**

**1. 質問 I について**

前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。

**2. 質問 II について**

前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。

**【2010年条約勧告適用専門家委員会ダイレクトリクエストについて】**

1. 最悪の形態の児童労働条約第3条(a)「あらゆる形態の奴隷労働又はそれに類似した行為。児童の人身売買・取引。」について

御指摘の出入国管理及び難民認定法は、2009年7月に偽変造旅券や虚偽文書の作成・行使・所持・提供の教唆・幫助行為及び不法就労助長行為等を退去強制事由に加える等の改正がなされ、翌年7月より施行されており、悪質なブローカーや雇用主の取締りを強化している。

入国管理局が2005年の同法改正以降保護又は帰国を支援した18歳未満の人身取引被害者は、2005年6人、2006年9人、2008年1人、2010年1人であった。これらの被害者全員が同法違反者であったところ、全員に対し、在留特別許可をしている。

同法違反に関する起訴人員は、下記のとおりである。

「出入国管理及び難民認定法違反起訴人員調べ」

年	2005(H17)	2006(H18)	2007(H19)	2008(H20)	2009(H21)	2010(H22)
起訴人員	6,985	5,180	3,872	2,939	2,315	1,630

検察統計年報8表による。

警察において取り扱った2010年中の人身取引事犯(人身売買罪を含む)の検挙人員24人の処分結果については、起訴されて懲役刑(罰金併科を含む。)に処せられた者が13人、起訴されて罰金刑に処せられた者が1人、証拠上の問題等により不起訴処分となった者が10人となっている。2011年中の人身取引事犯(人身売買罪を含む)の検挙人員33人の処分結果については、起訴されて懲役刑(罰金併科を含む。)に処せられた者が19人、起訴されて罰金刑に処せられた者が2人、証拠上の問題等により不起訴処分となった者が9人、家庭裁判所送致となった者が2人、検察庁に送致されなかった者が1人となっている。

なお、懲役刑に処せられた者についての量刑は、最短で懲役10月、最長で懲役4年6月である。

## 2. 第5条 監視の仕組み、労働基準監督官

御指摘の労働基準監督機能については、組織の効率的運営を図るため、署数は減少しているものの、労働基準監督官の必要な人員の確保に努めつつ、効率的かつ効果的な労働基準監督を行っている。

## 3. 第6条 最悪の形態の児童労働を廃絶するための行動計画。国家青少年育成政策

子ども・若者育成支援推進法（2009年法律第71号）の施行を受け、「青少年育成施策大綱」（2008年12月決定）に代わるものとして、2010年7月に「子ども・若者ビジョン」を策定した。

子ども・若者ビジョンでは、児童買春・児童ポルノ等、子ども・若者の福祉を害する犯罪対策を推進することとしており、特に児童ポルノ対策として、政府は、同月犯罪対策閣僚会議において「児童ポルノ排除総合対策」を策定し、国民、事業者、関係団体等との連携の下、関係府省庁において総合的な施策を推進している。

児童ポルノ排除総合対策は、①児童ポルノ排除に向けた国民運動の推進②被害防止対策の推進③インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進④被害児童の早期発見及び支援活動の推進⑤児童ポルノ事犯の取締りの強化⑥諸外国における児童ポルノ対策の調査等を柱に対策を推進している。具体的には、官民一体で児童ポルノ排除に向けた総合的な活動を推進するため、2010年11月に関係府省庁、教育関係団体、医療関係団体、事業者団体、NPO等で構成する児童ポルノ排除対策推進協議会を設立した。また、児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体である一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が2011年3月に設立され、同年4月からインターネットサービスプロバイダがブロッキングを自主的に導入し、流通防止措置を講じるなど、関係機関、団体等が連携した施策を推進している。

警察では、2009年6月に策定した「児童ポルノの根絶に向けた重点プログラム」及び上述の「児童ポルノ排除総合対策」等に基づき、関係行政機関・事業者等と緊密な連携を図りながら、児童ポルノの根絶に向けた総合的な対策を推進しており、2011年の児童ポルノ事件の送致件数は1,455件、送致人員は1,016人と過去最多を記録したほか、600人の被害児童を保護している。

具体的には、悪質な低年齢児童を対象とした児童ポルノ愛好者グループ等の実態解明と徹底検挙に関する情報の集約及び取締りの強化、ファイル共有ソフト利用事犯及びDVD販売グループ等に対する取締りの強化のほか、児童ポルノ発見時におけるサイト管理者等に対する削除依頼の実施や、関連事業者の自主的な取組として実施されているブロッキングに対する協力等の流通・閲覧防止対策、被害児童の早期発見及び支援に向けた対策の推進等、児童ポルノ根絶に向けた総合的な取組を強化して、被害の継続・拡大の防止に努めている。

違反 (年)	検挙件数		検挙人員数	
	2010	2011	2010	2011
児童福祉法違反(淫行させる行為)	319	346	290	332

青少年保護育成条例違反(不適切な性交渉等)	1,534	1,351	1,216	1,077
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反	2,296	2,297	1,627	1,678
児童買春事案	954	842	701	662
児童ポルノ事案	1,342	1,455	926	1,016

4. 第7条第2項 効果的で期限を定めた措置、第(b)号 最悪の形態の児童労働からの児童の解放、回復及び社会的統合のための直接支援。児童相談所。

2010年6月1日から2011年3月31日までの間の、児童相談所及び婦人相談所における満18歳に満たない人身取引被害者保護の実績は0名である。また、2010年度から、婦人保護施設における人身取引被害者支援のための医療費や通訳・ケースワーカーの雇上げについて、予算措置を行っている。

5. 報告書パートV 条約の施行状況  
本項目中、3. を参照されたい。

### 3. 質問Ⅲについて

前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。

### 4. 質問Ⅳについて

前回までの報告中、「(1998年～2007年)」を削除する。

### 5. 質問Ⅴについて

前回までの報告中、質問Ⅴについて以下のとおり改める。

「2007年1月1日から2009年12月31日」を「2010年1月1日から2011年12月31日」に、「72件(2007年29件、2008年26件、2009年17件)」を「30件(2010年9件、2011年21件)」に、「8件(2007年2件、2008年4件、2009年2件)」を「2件(2010年1件、2011年1件)」に改める。

「2008年1月1日から2010年3月31日」を「2010年4月1日から2012年3月31日」に改める。

「2004年」を「2010年」に、「2010年」を「2011年」に改め、「児童相談所及び」を削除し、「15名」を「0名」に改め、「(このうち、2008年6月以降、新たに保護された2名の被害者については、婦人相談所において保護を実施)」を削除する。

## 6. 質問Ⅵについて

本報告の写を送付した代表的労使団体は、下記のとおり。

(使用者団体)日本経済団体連合会

(労働者団体)日本労働組合総連合会

## 7. 質問Ⅶについて

特段報告すべき事項はない。